

主任介護支援専門員研修の受講対象者

次の要件を満たす場合、標記研修の受講対象者となります。ただし、**研修実施機関が指定する申込書類に不備がある場合、次の要件を満たしていても受講できません**。申込書類は、研修開催年度により様式が異なりますので、申込開始時期になりましたら、**研修実施機関ホームページ**から各自ダウンロードしてください。また、**法令等の改正により受講要件が変更となる場合があります。必ず、研修実施機関が作成した、研修開催年度の実施要綱にて受講要件を確認してください。**

研修実施機関：山形県老人福祉施設協議会（ホームページ：<https://scws.yamagata.jp/>）

1 受講対象者の要件

次の(1)～(4)のすべてに該当し、研修の全日程を受講できる者

- (1) 介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること
- (2) 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
(申込時に提出する居宅サービス計画書等の内容を確認し判断することとする。)
- (3) 「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者
- (4) 次の①～④のいずれかに該当すること
 - ① 専任(※1)の介護支援専門員として従事した期間(※2)が通算して5年(60か月)以上である者
(原則として兼務は認めない。ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
 - ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者(※3)又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間(※2)が通算して3年(36か月)以上である者
(ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、従事した期間として算定できるものとする。)
 - ③ 施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者(※4)として、現に地域包括支援センターに配置されている者
 - ④ 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(※5)とします。

※1 「専任」とは、常勤専従として申込期限時点で、現に業務に従事している者とする。

※2 「介護支援専門員として従事した期間」は、現所属における期間のみならず、介護支援専門員として実務に携わった期間の通算とする。ただし、病気休業、産休及び育児休暇等の期間は、従事した期間として認めない。また、従事した期間として算定できるのは次の【事業種別】i)～vii)において、介護支援専門員として就労(サービス計画の作成業務は必須)している期間とする。

【事業種別】

- i) 居宅介護支援事業所
- ii) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- iii) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- iv) 介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(介護医療院))
- v) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- vi) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

vii) 介護予防支援事業所、地域包括支援センター（基幹型地域包括支援センターに従事する者が申込み場合は、基幹型以外の i)～vii)の施設における専任の従事期間を算定すること）

※3 「ケアマネジメントリーダー養成研修」とは、平成14年度から平成17年度までに山形県にて実施したケアマネジメントリーダー養成研修を含む。

※4 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者で、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。（平成18年10月18日老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」）

※5 都道府県が適当と認める者とは、次のア)及びイ)のすべてに該当する者とします。

ア) 介護支援専門員として業務に従事した期間が5年（60か月）以上あること

イ) 現に行政機関、地域包括支援センターに所属する者で、介護支援専門員又は主任介護支援専門員に対し指導実績のある者のうち、市町村長が推薦する者

2 留意事項

・ 申込期限時点で主任介護支援専門員有効期間内である者は、受講対象外とする。

・ 申込書類のうち、自立支援を包含する担当事例について記載するところ、当該事例の内容又は体裁に不備がある（自立支援を包含していない、利用者・家族・関係機関等の個人情報について記号化していない等）と判断された場合、受講不許可となることがある。